

関市社会福祉協議会 生活困窮者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、現に生活に困窮している世帯で、在宅で生活するために緊急的に生活費が必要な場合に、生活支援金を交付し生活を支援することを目的に実施する。

(財源)

第2条 財源は、共同募金配分金とする。

(実施期間)

第3条 実施期間は通年とする。

(対象者)

第4条 対象者は、一時的に生活に困窮しており、次の第1号から第3号のすべてに該当する世帯とする。なお、生活保護世帯、施設入所者、入院中の方は対象外とする。

- (1) 関市に住民票を置き1年以上関市に在住している世帯
- (2) 生活困窮者自立支援事業の相談者もしくは今後相談を開始する世帯
- (3) 世帯の総収入(月額)、金融(世帯)資産が基準以下の世帯

○収入基準

・一人世帯	78,000円
・二人世帯	115,000円
・三人世帯	140,000円
・四人世帯	175,000円
・五人世帯	209,000円
・六人世帯	242,000円
・七人世帯	275,000円

○金融資産基準

468,000円
690,000円
840,000円
1,000,000円
1,000,000円
1,000,000円
1,000,000円

- (4) その他本会会長が特に必要と認めた世帯

(交付申請)

第5条 生活支援金の交付を受けようとする世帯は、関市社会福祉協議会に申請書(様式第1号)を記入し、本人確認書類(運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、個人番号カード、健康保険証等)で確認する。必要に応じて、住民票(3か月以内、写しでも可)を添付し提出する。ただし、申請する者は世帯主とする。

2 申請においては世帯の世帯収支状況報告書(様式第2号)と預貯金や資産のわかる書類を添付し提出する。

(生活支援金の金額)

第6条 生活支援金の金額は1世帯につき30,000円とし、1世帯につき生涯1回とする。ただし、本会の当該年度予算の範囲内とする。

(交付決定)

第7条 会長は、第5条の規定により申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは交付するものとする。

(支援金の支払い)

第8条 生活支援金の支払いは申請を受け、支給決定後、随時支払うこととする。口座振込みで支払いし、振込手数料は本人負担とする。必要に応じて、現金支払いも可能とする。

(民生委員との情報共有)

第9条 申請があった場合には、申請内容について、担当民生委員とも情報共有し、今後の生活の支援において、連携を図るものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 会長は、生活支援金を受けた世帯が生活困窮者でないと判断された場合は交付した生活支援金の返還を命じることができる。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和6年4月1日より施行する。